

小樽市ホームページ管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市がインターネットを活用して情報を発信するホームページ（以下「市ホームページ」という。）の適正かつ円滑な管理運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 市ホームページの名称は、小樽市ホームページとする。

(アドレス)

第3条 市ホームページのアドレスは、<http://www.city.otaru.lg.jp> とする。

(掲載事項)

第4条 市ホームページに掲載する事項は、市の紹介、市政情報その他市の事務及び事業に関する事項とする。

(運用管理者)

第5条 市ホームページの適正かつ円滑な運用を図るため、運用管理者を置く。

2 運用管理者は、総務部広報広聴課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

(1) 市ホームページ全体の管理及び運用に関すること。

(2) 市ホームページの円滑な運営のために必要な措置を講じること。

(情報提供責任者)

第6条 市ホームページの充実を図るとともに、掲載する情報を適正に管理するため、情報提供責任者を置く。

2 情報提供責任者は、市ホームページに情報を掲載している各課の長（これに相当する職を含む。）をもって充て、次に掲げる業務を行う。

(1) 所管する事務及び事業に関する情報の更新及び削除を行うこと。

(2) 他課と関連する情報の掲載について、当該他課と調整を行うこと。

(著作権)

第7条 市ホームページのデザイン、文書、画像等の無断使用及び無断転載は、禁止する。

2 第三者が著作権を保有する著作物を市ホームページに掲載するときは、当該著作物の著作権者の許諾を受けなければならない。

(個人情報保護)

第8条 市ホームページへの情報の掲載に当たっては、小樽市個人情報保護条例（平成18年小樽市条例第53号）の規定に基づき、個人情報の保護に留意しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市ホームページの管理運営に関し必要な事項は、運用管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。